

# 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の 申請を検討している方へ

「果樹経営支援対策事業」と「果樹未収益期間支援事業」は公益財団法人 中央果実協会が実施している、果樹を生産している皆さんを支援する事業です。

小田原市産地協議会では、平成 28 年 7 月に独自に『小田原市果樹産地構造改革計画』を策定しています。この計画を実現させ、果樹農業を促進していくことが事業の目的となっています。

## ◎支援を受けるための前提条件

- 「小田原市人・農地プラン登載者、または登載予定者」であること  
もしくは、「認定農業者」、「認定新規就農者」のいずれかであること  
※「人・農地プラン」への登載希望は随時受け付けております。
- 「次の対象品目の新植」もしくは「次の対象品目への改植」を行うこと
  - …①温州みかん
    - 【主な品種】極早生：日南の姫、ゆら早生、大分早生等
    - 早生：宮川早生、田口早生等
    - 普通：大津四号、青島温州、石地、寿太郎、佐世保温州等
  - ②その他柑橘
    - 【主な品種】湘南ゴールド、ポンカン、はるか、はるみ、甘夏、カラマンダリン、伊予柑、せとか、あまか、スルガエレガント、日向夏、南津海、たまみ、バレンシアオレンジ、不知火、清見、セミノール等
  - ③レモン、④梅、⑤キウイフルーツ、⑥オリーブ
- 補助金に関わる収入・支出に関する帳簿、証拠書類を事業終了後 5 年間整備保管すること
- 新植もしくは改植後、8 年間はそのまま営農を継続すること

## ◎2つの補助事業

詳細については公益財団法人 中央果実協会のホームページをご確認ください。

### ○「果樹経営支援対策事業」の主な例

- ↑ 同時申請可 ↓
  - ・優良品目、品種への改植（おおむね 2a 以上 / 1 箇所の面積が必要）
    - a. 柑橘類の果樹からの改植 補助率：230 円 / m<sup>2</sup>（定額） ※m<sup>2</sup>未滿切捨
    - b. 柑橘類以外からの改植 補助率：170 円 / m<sup>2</sup>（定額） ※m<sup>2</sup>未滿切捨
    - c. 上記以外の改植 補助率：1 / 2 以内（定率）
  - ・小規模園地整備、特認事項（おおむね 10a 以上 / 1 箇所の面積が必要）
    - a. 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良等 補助率：1 / 2 以内（定率）
    - b. 暴風ネット等の設置、新植 補助率：1 / 2 以内（定率）

### ○「果樹未収益期間支援事業」

- ・担い手（農家）ごとに 2a 以上を同一年度内に改植した場合に対象
- ・ $(55 \text{ 円 / m}^2) \times (\text{改植の翌年から最大 4 年分}) = \text{最大 } 220 \text{ 円 / m}^2 \text{ (定額)}$   
※未収益の期間のみが対象となります。

## 大まかなスケジュールについて

○申請～交付までの流れ

募集時期（年3回程度実施）に取組計画を提出

↓ 県・全農において審査

計画の認定

↓

補助金の交付申請

↓ 県・全農において審査

補助金の交付決定

↓

申請した事業の実施

※事業（改植、新植等）は2年度以内に完了させる必要があります。

↓

状況報告（随時）

※毎年度末に状況報告をする必要があります

↓ 事業終了後

実績報告

↓ 県・全農において金額の確認

補助金の交付

※計画提出～交付決定まで  
約2ヶ月半かかります  
※計画や交付申請がそのまま  
認められるとは限りません  
※事業に着手できるのは  
補助金の交付決定後になります

小田原市で農業に従事している方で、当事業の申請にご興味がある方は、事業に着手する前に、小田原市産地協議会事務局（小田原市農政課）までご相談ください。